

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第四号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和四十九年秋田県規則第一号）の一部を次のように改正する。

様式中「毒罇」を「毒罇」に改める。

様式第十二号中「~~毒罇~~」の次に「~~毒罇~~」を加える。

附 則

この規則は、農業災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第二百六十四号）の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。